



梅や河津桜が開花する中、企業の経理財務の方にとっては、最も大事な時期となりました。一方で、インフルエンザの猛威も続き、又、気温も低めな日が続いています。あともう少し、何とか無事に乗り切りましょう。

### I. 最新情報（2018年1月1日～2018年1月31日）

#### 1. 一般会計（会計制度委員会）

特になし

#### 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2018年1月 16日	意見	IASB 公開草案「会計方針及び会計上の見積り（IAS 第8号の修正案）」に対する意見について	平成 29 年9月 12 日に国際会計基準審議会（IASB）から、公開草案「会計方針及び会計上の見積り（IAS 第8号の修正案）」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、平成 30 年1月 15 日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	—
2018年1月 16日	意見	IASB 公開草案「「重要性がある」の定義（IAS 第1号及びIAS 第8号の修正案）」に対	平成 29 年9月 14 日に国際会計基準審議会（IASB）から、公開草案「「重要性がある」の定義（IAS 第1号及びIAS 第8号の修正案）」が公表され、意見が求められました。	—

		する意見について		
--	--	----------	--	--

### 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

### 4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2018年1月 10日	意見	国際公会計基準審 議会（IPSASB） 公開草案第62号 「金融商品」に対 するコメントの提 出についてI	国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）は、 2017年8月に、公開草案第62号「金融商品」（Exposure Draft 62, Financial Instruments）を公表し、広く意見を求めておりま した。 日本公認会計士協会では、本公開草案についてのコメントを取り まとめ、2017年12月28日付けでIPSASBに対し提出いたし ましたので、お知らせします。	—

### 5. IT 関係（IT 委員会）

特になし

### 6. その他

特になし

## Ⅱ. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

(テーマ) 会計監査への憂い

思うところあり、会計監査の歴史を振り返り、公認会計士の将来を案じながら、今回のテーマとしてみました。

#### 1. 会計監査制度の歴史

昭和23年、公認会計士法成立。

昭和26年、証券取引法（現 金融商品取引法）に基づく公認会計士による上場会社の監査開始。

昭和49年、商法（現 会社法）に基づく公認会計士監査による大会社の監査開始。

平成9年～10年、日本版会計ビッグバン。

平成11年、公認会計士協会による品質管理レビュー制度開始。

平成14年、公認会計士の継続的専門研修が義務化。

平成20年、内部統制報告制度と内部統制監査報告書の開始。

平成25年、不正リスク対応基準設定。

#### 2. 不正に対する監査

ご承知の通り、会計監査は、財務諸表の適正性についての意見表明を一義的な目的とし、不正の発見及び摘発は、会計監査の副次的な目的であり、不正自体は企業側の責任とされます（公認会計士側の主張ですが）。しかし、投資家や企業を含む利害関係者及び世論からは、昨今の不正に関する事件を受け、会計監査に不正の発見及び摘発までを期待しています。いわゆる、エクスペクテーションギャップが生じています。

粉飾決算を含む企業不正は、絶対に許されるべき問題ではありません。そして、それによる負の影響は、当事者にとどまらず国内外の経済界及び社会全体にまで及びこともあります。

しかし、現在の不正リスク対応基準やその他の監査基準委員会報告等は、公認会計士法第24条の2に定められる「大会社等」については、その規模や影響度の大きさを考慮せず、ほぼ画一的に適用されています。すなわち、上場会社であれば、この大会社等に該当するために、東証1部の時価総額ランキングトップの自動車会社（平成28年1月末時価総額24,407,221百万円）と札幌アンビシャスの時価総額ランキング最下位の小売業者（同441百万円）に対する監査基準等が同様に適用されるということです。

これは、監査手続がいかにリスクアプローチに基づいて行われようとも、圧倒的に影響力の少ないと思われる時価総額の小さな企業についても、世界中に多大な影響をもたらす超大企業と同様の手続が求められるため、少なからず実効性の伴わない手続が行なわれる可能性があり、そのための監査調書の作成時間も多くなってしまうということを意味します。

そして、一般的に、企業の支払う監査報酬は、監査時間数で左右されることが多いため、上記の時間増分については基本的に企業側が負担、又は、公認会計士側が負担することになります（企業側が報酬の増額を拒む場合もあり得ます）。

また、会計監査の実態が、主に企業側の作成した資料、質問回答をもとに行われるため、強制捜査権などの特別の権利が与えられない状況下で、不正の発見及び摘発の可能性は極めて低いものとならざるをえません。さらに、仮に不正の兆候が見られれば、これに対する追加の監査手続が必要となり、再び監査報酬の問題が発生します。すなわち、企業側で負担していただけるのかと。

### 3. 私見

不正の問題については、不正を起こす企業がなくなれば、上記の無駄な時間とコストが不要になるはずで

す。現に、不正対応基準の施行された平成25年度から監査証明業務に基づく監査報酬が上昇していることから

もわかります。一方、公認会計士については絶対数の不足が叫ばれています。

それにも拘らず、平成22年度から、公認会計士試験の受験者数が減少に転じていることは広く知られて

います。公認会計士に対する社会のエクスペクテーションギャップが、いたずらに会計監査業務を増大させ、この業務量と報酬と社会的地位に対する受験生のエクスペクテーションギャップが、公認会計士試験が不人気になっ

てしまった主要因ではないことを、切に願うばかりです。  
<参考文献> YAHOO!ファイナンス 株式時価総額  
日本公認会計士協会 日本の会計・監査制度の歴史  
会計・監査ジャーナルV○1. 30 監査報酬データ

約10年間、ニュースレターの編集班の一員をしてまいりました。  
ご購入ありがとうございました。

以上

#### 【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703